

読替表

読 替 後	読 替 前
<p>第2章 道府県民税</p> <p>第3節 法人の道府県民税</p> <p>44 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が、法第53条第1項前段又は第2項前段の規定により中間申告をする場合の前事業年度分として事業年度（通算子法人の場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度）開始の日以後6月を経過した日の前日までに各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度に係る法人税割額には、同条第43項の規定により加算された金額及び租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ若しくは第7号（これらの規定を同法第42条の4の2第2項_____において準用する場合を含む。）、第42条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法53①前段・②前段、令8の6①・8の8、令附則5の2の4①・②）したがって、前事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、法第53条第43項の規定により加算された金額及び当該法人税割額の課税標準である法人税額（関係道府県ごとに分割した後の額）に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額（関係道府県ごとに分割する前の額）に対する当該法人税額のうち租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ若しくは第7号（これらの規定を同法第42条の4の2第2項_____</p>	<p>第2章 道府県民税</p> <p>第3節 法人の道府県民税</p> <p>44 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が、法第53条第1項前段又は第2項前段の規定により中間申告をする場合の前事業年度分として事業年度（通算子法人の場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度）開始の日以後6月を経過した日の前日までに各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度に係る法人税割額には、同条第43項の規定により加算された金額及び租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ若しくは第7号（これらの規定を同法第42条の4の2第2項又は第42条の5第3項第2号において準用する場合を含む。）、第42条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法53①前段・②前段、令8の6①・8の8、令附則5の2の4①・②）したがって、前事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、法第53条第43項の規定により加算された金額及び当該法人税割額の課税標準である法人税額（関係道府県ごとに分割した後の額）に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額（関係道府県ごとに分割する前の額）に対する当該法人税額のうち租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ若しくは第7号（これらの規定を同法第42条の4の2第2項<u>又は第42条</u></p>

_____において準用する場合を含む。)、第42条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

なお、上記の租税特別措置法の規定により加算された金額の他に、過去に改廃され、なお効力を有する又は従前の例によることとされている租税特別措置法の規定により加算された金額がある場合についても、同様の取扱いであること。(令附則5の3、令和2年9月改正令附則3⑧・⑨)

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税額を除く。)を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項((15)及び(16)を除く。)の適用前の法人税額(各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税額を除く。)をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。(法23④IV)

(1)～(4) 略

(5) 試験研究費に係る法人税額の特別控除(中小企業者等(租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等をいう。)の同項の規定による控除、同条第7項の規定による控除、当該中小企業者等の当該事業年度又は当該中小企業者等に係る同条第8項第3号イの他の通算法人の同項第2号に規定する他の事業年度において同項第5号に規定する当初申告税額控除可能分配額(同項第3号の中小企業者等控除限度額に係るものに限る。))がある場合における同項第6号ロ又は第7号の規定による加算、及び中小企業者等(同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等をいう。以下(6)、(9)、(10)、(12)、(13)及び(14)

の5第3項第2号において準用する場合を含む。)、第42条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

なお、上記の租税特別措置法の規定により加算された金額の他に、過去に改廃され、なお効力を有する又は従前の例によることとされている租税特別措置法の規定により加算された金額がある場合についても、同様の取扱いであること。(令附則5の3、令和2年9月改正令附則3⑧・⑨)

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税額を除く。)を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項((16)及び(17)を除く。)の適用前の法人税額(各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税額を除く。)をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。(法23④IV)

(1)～(4) 略

(5) 試験研究費に係る法人税額の特別控除(中小企業者等(租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等をいう。)の同項の規定による控除、同条第7項の規定による控除、当該中小企業者等の当該事業年度又は当該中小企業者等に係る同条第8項第3号イの他の通算法人の同項第2号に規定する他の事業年度において同項第5号に規定する当初申告税額控除可能分配額(同項第3号の中小企業者等控除限度額に係るものに限る。))がある場合における同項第6号ロ又は第7号の規定による加算、及び中小企業者等(同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等をいう。以下(6)、(7)、(10)、(11)、(13)、(14)

_____において同じ。)の同法第42条の4第14項の規定による控除を除く。
。) (措置法42の4、法附則8①～④)

(6) 略

(7)及び(8) 略

(9) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の11の2②・⑤・⑥、法附則8⑧)

(10) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12②・⑥・⑦、法附則8⑨)

(11) 略

(12) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の5、法附則8⑩～⑫)

(13) 生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除(租税特別措置法第42条の12の6第2項に規定する控除について、中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の6②～⑧・⑫～⑬、法附則8⑬)

(14) 特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の7②～④・⑦・⑩・⑪、法附則8⑭・⑮)

(15)及び(16) 略

及び(15)において同じ。)の同法第42条の4第14項の規定による控除を除く。
。) (措置法42の4、法附則8①～④)

(6) 略

(7) 重点産業技術試験研究費に係る法人税額の特別控除(中小企業者等の租税特別措置法第42条の5第1項の規定による控除、中小企業者等の同条第2項の規定による控除、中小企業者等の同条第3項第2号において準用する同法第42条の4第8項第6号ロ及び第7号の規定による加算、及び中小企業者等の同条第42条の5第3項第2号において準用する同法第42条の4第14項の規定による控除を除く。)(措置法42の5、法附則8⑧～⑪)

(8)及び(9) 略

(10) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の11の2②・⑤・⑥、法附則8⑫)

(11) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12②・⑥・⑦、法附則8⑬)

(12) 略

(13) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の5、法附則8⑭～⑯)

(14) 生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除(租税特別措置法第42条の12の6第2項に規定する控除について、中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の6②～⑧・⑫～⑬、法附則8⑰)

(15) 特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の7②～④・⑦・⑩・⑪、法附則8⑱・⑲)

(16)及び(17) 略

50の3 50(5)、(6)、(9)、(10)、(12)、(13)及び(14) _____ における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

- (1) 法人が50(5)、(6)及び(12) _____ における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況により判定するものとする。
- (2) 法人が50(9)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定事業用機械等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。
- (3) 法人が50(10)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。
- (4) 法人が50(13)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした生産工程効率化等設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。
- (5) 法人が50(14)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定生産性向上設備等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

54 53から53の7までの場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。(法53③・⑧・⑬・⑰・㉓・㉖、法附則8③・⑥ _____ ・8の2、令和2年改正法附則5④～⑥、令8の13・8の16の6・8の17・8の19の3・8の20・8の23、令附則5の2の4⑤～⑦・5の3、令和2年9月改正令附則3⑳・㉑・㉒)

- (1) 内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ若しくは第7号(これらの規定を同法第42条の4の2第2項 _____ において準用する場合を含む。)、第42条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法

50の3 50(5)、(6)、(7)、(10)、(11)、(13)、(14)及び(15)における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

- (1) 法人が50(5)、(6)、(7)及び(13)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況により判定するものとする。
- (2) 法人が50(10)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定事業用機械等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。
- (3) 法人が50(11)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。
- (4) 法人が50(14)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした生産工程効率化等設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。
- (5) 法人が50(15)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定生産性向上設備等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

54 53から53の7までの場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。(法53③・⑧・⑬・⑰・㉓・㉖、法附則8③・⑥・⑩・8の2、令和2年改正法附則5④～⑥、令8の13・8の16の6・8の17・8の19の3・8の20・8の23、令附則5の2の4⑤～⑧・5の3、令和2年9月改正令附則3⑳・㉑・㉒)

- (1) 内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ若しくは第7号(これらの規定を同法第42条の4の2第2項又は第42条の5第3項第2号 _____ において準用する場合を含む。)、第42条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法

人税額から当該加算された金額を控除した額

(2)及び(3) 略

なお、上記(1)から(3)までに掲げる租税特別措置法の規定により加算された金額の他に、過去に改廃され、なお効力を有する又は従前の例によることとされている租税特別措置法の規定により加算された金額がある場合は、当該加算された額を控除した額を控除限度額とすること。

人税額から当該加算された金額を控除した額

(2)及び(3) 略

なお、上記(1)から(3)までに掲げる租税特別措置法の規定により加算された金額の他に、過去に改廃され、なお効力を有する又は従前の例によることとされている租税特別措置法の規定により加算された金額がある場合は、当該加算された額を控除した額を控除限度額とすること。